

第163号議案

長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、本市における女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）の定めるところによる。

(女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、社会福祉法第65条第1項の規定により条例で定める女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 女性自立支援施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 女性自立支援施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(人権への配慮等)

第5条 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(職員の研修の機会の確保)

第6条 女性自立支援施設は、職員に対し、その施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年長崎市条例第43号)は、廃止する。

令和5年12月4日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定により、社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める必要があるので、この条例案を提出する。

第 1 6 4 号議案

長崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

長崎市事務分掌条例（昭和 3 8 年長崎市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び室」を「、室及び東京事務所」に改め、同条情報政策推進室の項を次のように改める。

東京事務所

中央官庁その他関係団体との連絡調整に関すること。

第 1 条秘書広報部の項を削り、同条企画財政部の項中「企画財政部」を「企画政策部」に改め、同項第 3 号中「予算その他財務」を「秘書」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(4) 広報及び広聴に関すること。

(5) 国際交流及びグローバル化の推進に関すること。

第 1 条総務部の項中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、同項の次に次の 1 項を加える。

情報政策推進部

(1) 情報政策の総合的な企画、推進及び調整に関すること。

(2) 統計に関すること。

第 1 条理財部の項中「理財部」を「財務部」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 予算その他財務に関すること。

第 1 条商工部の項中「商工部」を「経済産業部」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次

の 1 号を加える。

(1) 経済産業の振興に関すること。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 重要な施策を迅速かつ着実に実施するため、秘書広報部を廃止し、秘書広報部の事務を企画財政部に移管し、及び東京事務所を市長直下の組織として設けるとともに、企画財政部の予算その他財務に関する事務を理財部に移管し、企画財政部を企画政策部に、理財部を財務部に改称したい。
- 2 デジタル技術の活用による施策を更に推進するため、情報政策推進部を新設したい。
- 3 経済産業の振興に資する施策を総合的に推進するため、商工部の分掌事務を見直し、経済産業部に改称したい。

第 1 6 5 号議案

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第 1 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年長崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2」を「第 2 4 3 条の 2 の 8」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年長崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、

この条例案を提出する。

第 1 6 6 号議案

一般職の職員の給与に関する条例及び長崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項並びに第 2 3 条の 2 第 2 項及び第 5 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(長崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 長崎市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年長崎市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「(地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

地方自治法等の一部が改正され、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できることとされたことに伴い、当該職員に同手当を支給したいので、

この条例案を提出する。

第 1 6 7 号議案

長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 3 年長崎市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「除く」の次に「。第 8 条第 1 項において同じ」を加える。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる学校職員の勤務時間、休日、休暇等については、長崎県立の高等学校の職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 8 条第 1 項の規定により取得している休暇は、改正後の長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 8 条第 1 項の規定により取得している休暇とみなす。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

長崎県内の公立高等学校間における円滑な人事交流及び休暇制度の均衡を図るため、長崎商業高等学校に勤務する学校職員に係る休暇等を見直したいので、この条例案を提出する。

第 1 6 8 号議案

長崎市立老人福祉施設条例の一部を改正する条例

長崎市立老人福祉施設条例（昭和 4 4 年長崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表長崎市立舞岳荘の項及び長崎市立池島荘の項を削る。

第 3 条第 2 項中「、長崎市立香焼ひまわり及び長崎市立池島荘」を「及び長崎市立香焼ひまわり」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「おいては、」を「おける」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 1 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

利用状況等を勘案し、長崎市立舞岳荘及び長崎市立池島荘を廃止したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 1 6 9 号議案

長崎市福祉医療費支給条例及び長崎市営住宅条例の一部を改正する
条例

(長崎市福祉医療費支給条例の一部改正)

第 1 条 長崎市福祉医療費支給条例(昭和 4 9 年長崎市条例第 2 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項第 7 号中「第 1 0 条第 1 項の規定により保護命令」を「第 1 0 条第 2 項に規定する接近禁止命令又は同法第 1 1 条第 1 項に規定する退去等命令(以下「接近禁止命令等」という。)」に、「保護命令の」を「接近禁止命令等の」に改め、同条第 6 項第 7 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定により保護命令」を「接近禁止命令等」に、「保護命令の」を「接近禁止命令等の」に改める。

(長崎市営住宅条例の一部改正)

第 2 条 長崎市営住宅条例(平成 9 年長崎市条例第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に「又は第 1 0 条の 2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正され、保護命令制度が拡充されたことに伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 170 号議案

長崎市印鑑条例の一部を改正する条例

長崎市印鑑条例（平成 6 年長崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「自ら個人番号カード」の次に「又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「に係る暗証番号その他」を「又は移動端末設備に係る暗証番号その他の」に改める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者に対し、民間事業者が設置する多機能端末機において移動端末設備を利用して印鑑登録証明書を交付できることとしたいので、この条例案を提出する。

第 1 7 1 号議案

長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正
する条例

長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 1 5 年長崎
市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 2 号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関す
る法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるの
で、この条例案を提出する。

第 1 7 2 号議案

長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年
長崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条の見出し中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条第
2 項中「公共下水道事業」を「下水道事業（公共下水道事業、農業集落排
水事業及び漁業集落排水事業をいう。以下同じ。）」に改める。

第 2 条中「前条の公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第 3 条第 1 項中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条第 2
項中「第 1 条第 1 項の」を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 下水道事業の処理区域、処理人口、処理区域面積及び 1 日最大処理水
量の計画は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に
定めるとおりとする。

- (1) 公共下水道事業 別表第 2
- (2) 農業集落排水事業 別表第 3
- (3) 漁業集落排水事業 別表第 4

別表第 2 中「、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町」、「、太田尾町、
飯香浦町」、「、野母崎樺島町」及び「、南越町、野母町」を削り、「琴
海大平町」の次に「、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町」を、「田手原
町」の次に「、太田尾町、飯香浦町」を、「高島町」の次に「、野母崎樺
島町、南越町、野母町」を加え、「3 8 0, 4 4 0 人」を「3 7 1, 1 0 0 人

」に、「6,758ヘクタール」を「6,902ヘクタール」に、「163,200立方メートル」を「140,150立方メートル」に改め、同表の次に次の2表を加える。

別表第3（第3条関係）

処 理 区 域	処理人口	処理区域面積	1日最大処理水量
琴海尾戸町、以下宿町、黒浜町、高浜町及び南越町の各一部	1,260人	41ヘクタール	441立方メートル

別表第4（第3条関係）

処 理 区 域	処理人口	処理区域面積	1日最大処理水量
以下宿町及び高浜町の各一部	230人	15ヘクタール	81立方メートル

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 附則第6項の規定による改正前の長崎市特別会計条例（昭和39年長崎市条例第9号）第1条第9号に規定する生活排水事業特別会計の令和5年度の決算については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に附則第8項の規定による改正前の長崎市集落排水処理施設条例（平成12年長崎市条例第45号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の長崎市集落排水処理施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（長崎市職員定数条例の一部改正）

4 長崎市職員定数条例（昭和24年長崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

（長崎市下水道条例の一部改正）

5 長崎市下水道条例（昭和35年長崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（使用の開始の届出に関する特例）

26 令和6年4月1日以後長崎市集落排水処理施設条例（平成12年長崎市条例第45号）第2条第2号に規定する集落排水処理施設の廃止に伴い公共下水道の使用を開始しようとする者については、第11条第1項の規定は、適用しない。

（長崎市特別会計条例の一部改正）

6 長崎市特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

（長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例の一部改正）

7 長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例（昭和39年長崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「水道及び公共下水道」を「水道事業及び下水道事業」に改める。

（長崎市集落排水処理施設条例の一部改正）

8 長崎市集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

本則（第2条を除く。）中「市長」を「管理者」に改める。

第2条第1号中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」と

いう。)」に改める。

令和5年12月4日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

農業集落排水事業及び漁業集落排水事業において地方公営企業法を適用したいのと、公共下水道事業計画の事業期間を延長することに伴い、処理区域、処理人口、処理区域面積及び1日最大処理水量を変更したいので、この条例案を提出する。

第 1 7 3 号議案

地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期目標について

地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期目標を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

地方独立行政法人長崎市立病院機構第 4 期中期目標を定めたいが、この中期目標を定めるに当たっては、地方独立行政法人法第 2 5 条第 3 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

地方独立行政法人長崎市立病院機構第4期中期目標

前文

地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成24年4月1日に「市民に対し質の高い医療を安全かつ安定的に提供し、市民の生命及び健康を守ること」を目的として長崎市が設立した。以降、平成28年の新病院（長崎みなとメディカルセンター）開設を契機に診療規模と機能を段階的に拡大するとともに、近年は特に民間医療機関では対応が難しい救命救急医療や集中治療機能（ICU、NICU等）の充実を図ってきた。日進月歩の高度医療に迅速に対応できる人材の登用や先端医療設備・機器の整備も相まって、これまでの3期12年で地域の急性期及び高度急性期医療を担う基幹医療機関としての構造、組織及び機能的基盤がほぼ確立されたといえる。

一方で、人口減少及び少子高齢化の急速な進展により、医療需要が今後大きく変化することが確実視される中、生産年齢人口の減少による医療従事者の不足も顕在化しつつあり、病院機構を取り巻く地域の医療環境は法人設立当初から大きく変容してきている。地域の医療資源の規模と配置の適正化に向け、地域医療機関が一体となり、そのスケールメリットの中で各医療機関が機能を分担しつつ有機的連携を図ることが不可避の状況となっている。

その中で令和2年に出現し以降継続する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行によってもたらされた医療崩壊の危機は、新型コロナ診療のみならず救命救急をはじめ一般診療にも及び、現在の地域医療体制の脆弱性と課題を白日の下にさらすこととなった。とりわ

け新型コロナ診療の中核を担った病院機構においては、一般診療の大幅な縮小を余儀なくされ、所期の診療機能が一時的に崩壊した。新型コロナは、地域医療体制の再編及び病院機構自体の構造改革の実施に時間的猶予がない事実を、明確に示したといえる。

このような状況の下、今後病院機構が、法人の所期の役割を果たすには、地域の他医療機関と連携しつつ社会の変容に適切に対応し、感染症医療や救命救急医療及びがん医療を含めた質の高い急性期・高度急性期医療を恒常的かつ継続的に市民に提供しうる体制を再構築することが極めて重要である。診療の規模・内容に止まらず職場環境、患者サービス、組織体制などの観点から病院運営全般を見直し、早急に構造改革に着手することを要望する。また、そのことを通して、病院機構が地域医療全体の医療資源の規模と配置の適正化を実現するための先導役としての役割を果たすことを期待したい。

この大目標の実現に向けて、第4期中期目標には次に掲げる4つの重点項目を設けることとする。

- 1 より質の高い救命救急医療、感染症医療、がん医療やその他の急性期・高度急性期医療を先端的かつ調和的に推進する。
- 2 地域の医療機関との役割分担と連携を見据えつつ、診療規模（病床数等）や診療内容を適正化する。
- 3 医師の働き方改革関連法等を踏まえた各医療職を中心とした業務改善などにより働きがいのある病院づくりを推進し、もってスタッフの適正配置を実現する。
- 4 法人の自主性、自律性を活かした効率的かつ持続可能な病院経営を実現する。

第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 診療機能

(1) 担う医療

ア 救急医療

救命救急センター設置医療機関として、長崎大学との連携のもと、必要な人材を確保し、引き続き高い水準の救急医療提供体制の充実を図ること。

イ 急性期・高度急性期医療

がん、心疾患及び脳血管疾患をはじめとする急性期疾患に対し、より高度な医療を提供するとともに、地域を牽引する役割を果たすこと。

ウ 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターの機能を果たし、ハイリスク出産や早産児等の適切な受入れ体制を充実させること。

エ 政策医療

公立病院として、民間医療機関での対応が難しい医療の提供に引き続き取り組むこと。

新型コロナ等の新興感染症等が発生した場合においても適切に対応できる医療体制を整備しておくこと。

災害発生時には、行政や地域の医療機関と連携し、災害拠点病院として患者の受入れを行い、医療救護活動等を実施すること。

(2) 地域の医療連携の推進

地域医療支援病院としての機能の推進を図るとともに、地域の医療機関との連携を進める中で、地域全体の医療水準の向上に向けて牽引的役割を果たすこと。

(3) 医療安全対策の徹底

安全安心で信頼できる医療提供を行うため、医療安全に関する情報の収集・分析・共有を行い、医療安全対策を徹底すること。

2 患者・市民の視点に立った医療の提供・満足度の向上

患者の権利を尊重し、患者・市民の視点に立った医療の提供を行うこと。

また、患者や家族のニーズを把握し、継続的な改善に努め、患者サービスの向上を図ること。

病院に対する市民の理解を深め、医療や健康に対する関心を高めるため、診療情報、医療及び健康に関する情報提供を引き続き積極的に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 持続可能な病院運営

長崎県地域医療構想を踏まえ、将来の医療需要と効率的な病院運営を見据えた役割及び機能を明確にし、地域の医療機関との役割分担や連携を進めながら、持続可能な経営を考慮した病床数など適正な診療規模を導出すること。

2 魅力ある職場環境づくりと人材確保・育成

(1) 働きがいのある職場づくり

ア 業務改善

医師の働き方改革関連法等を踏まえ、限られた医療資源で引き続き効率的に医療を提供していくため、医師のみならず全ての業

務において改善を行うこと。

イ 働きやすい職場環境の構築

職員の心身の健康の維持増進やワークライフバランスに配慮し、職員満足度の向上に向けて、働きやすい職場環境を構築すること。

(2) 人材確保、適正配置

担う役割、機能を果たしながら持続可能な病院運営を行うために必要な人材を確保し、適正に配置を行うこと。

(3) 人材育成

ア 医療人材の育成

質の高い、安全な医療を提供するため、専門知識や技術の向上に向けた医療人材の育成を行うこと。

臨床研修病院として、指導体制及び研修プログラム等を充実させ、初期研修医及び専攻医を積極的に受け入れること。

イ 経営管理人材の育成

病院経営に関する企画力・分析力・実行力を強化するため、経営分析、財務管理、医療事務等適切な病院運営に必要な専門的知識を有する人材の育成を行い、併せて経営管理を担う意識の向上を図ること。

ウ 人事評価制度の活用

人事評価制度を人材育成のツールと捉え、職員の業績及び能力についての目標設定及び目標達成に向けた取組みに対する支援、公正かつ適正な評価を通じて、職員の意欲及び知識の向上とともに組織の活性化につなげること。

3 業務運営の改善

(1) 適正な業務運営

経営環境の変化を的確に見極めるとともに監事等の意見等を踏まえながら、より適切な業務運営を行うための絶え間ない改善を行うこと。

また、内部統制を徹底し、業務の適正化を図ること。

(2) D Xの推進

I C Tなどのデジタル技術を積極的に利活用し、医療の質の向上及び職員の負担軽減を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 地方独立行政法人の自主性、自律性を活かした持続可能な財務運営

(1) 財務改善

経営状況について、短期及び中長期的な分析を的確に行い、改善や効率化に向けた取組みを随時行うことにより、自主的・自律的で持続可能な財務運営を行うこと。

経営分析に基づく数値目標により適切な病床管理を行い、医業収益を向上させること。

併せて、個人未収金の発生抑制及び早期回収に確実に取り組み、個人未収金を減少させるとともに、機器の更新時期や契約方法を見直すなど材料費及び経費等の費用縮減を徹底すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令の遵守

医療法をはじめとした関係法令を遵守すること。

また、個人情報保護、特定個人情報保護及び情報公開に関しては、長崎市の条例等に基づき適切に対応すること。

2 サイバーセキュリティ対策

サイバー攻撃を防ぐため、ハード及びソフト両面において必要な対

策を速やかに行うこと。

「参 照」

地方独立行政法人法

第 2 5 条第 1 項 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

第 2 5 条第 3 項 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

第 1 7 4 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
コンパクト	1 台

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

廃棄物の破碎及び転圧を効果的に行い、埋立処分場の有効利用を図るため、コンパクトを購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

コンパクトの概要

- 1 運転質量 40,650キログラム
- 2 定格出力 302キロワット
- 3 寸 法
 - (1) 全長 約8.72メートル
 - (2) 全幅 約3.80メートル
 - (3) 全高 約4.77メートル

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第 1 7 5 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
消防ポンプ自動車（水槽付）	1 台

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

災害現場における消火活動を効果的に行うため、消防ポンプ自動車（水槽付）を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

消防ポンプ自動車（水槽付）の概要

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 車 両 総 重 量 | 約6, 3 0 0 キログラム |
| 2 | ホイールベース | 2. 8メートル |
| 3 | 乗 車 定 員 | 5人 |
| 4 | 駆 動 方 式 | 四輪駆動式 |
| 5 | 水 槽 容 量 | 9 0 0 リットル |

第 1 7 6 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市野母崎高浜海岸交流施設
- 2 指定管理者 長崎市茂木町 2 1 9 0 番地 1 1
株式会社 t o i t o i t o i
代表取締役 大 島 徹 也
- 3 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎市野母崎高浜海岸交流施設の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 2 4 4 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第177号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市手熊地区ふれあいセンター
- 2 指定管理者 長崎市手熊町1291番地1
手熊地区ふれあいセンター運営委員会
会長 内 田 隆
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月4日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

長崎市手熊地区ふれあいセンターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

第 1 7 8 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
鳴 滝 1 8 号 線	長 崎 市 鳴 滝 3 丁 目	
	長 崎 市 鳴 滝 3 丁 目	

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

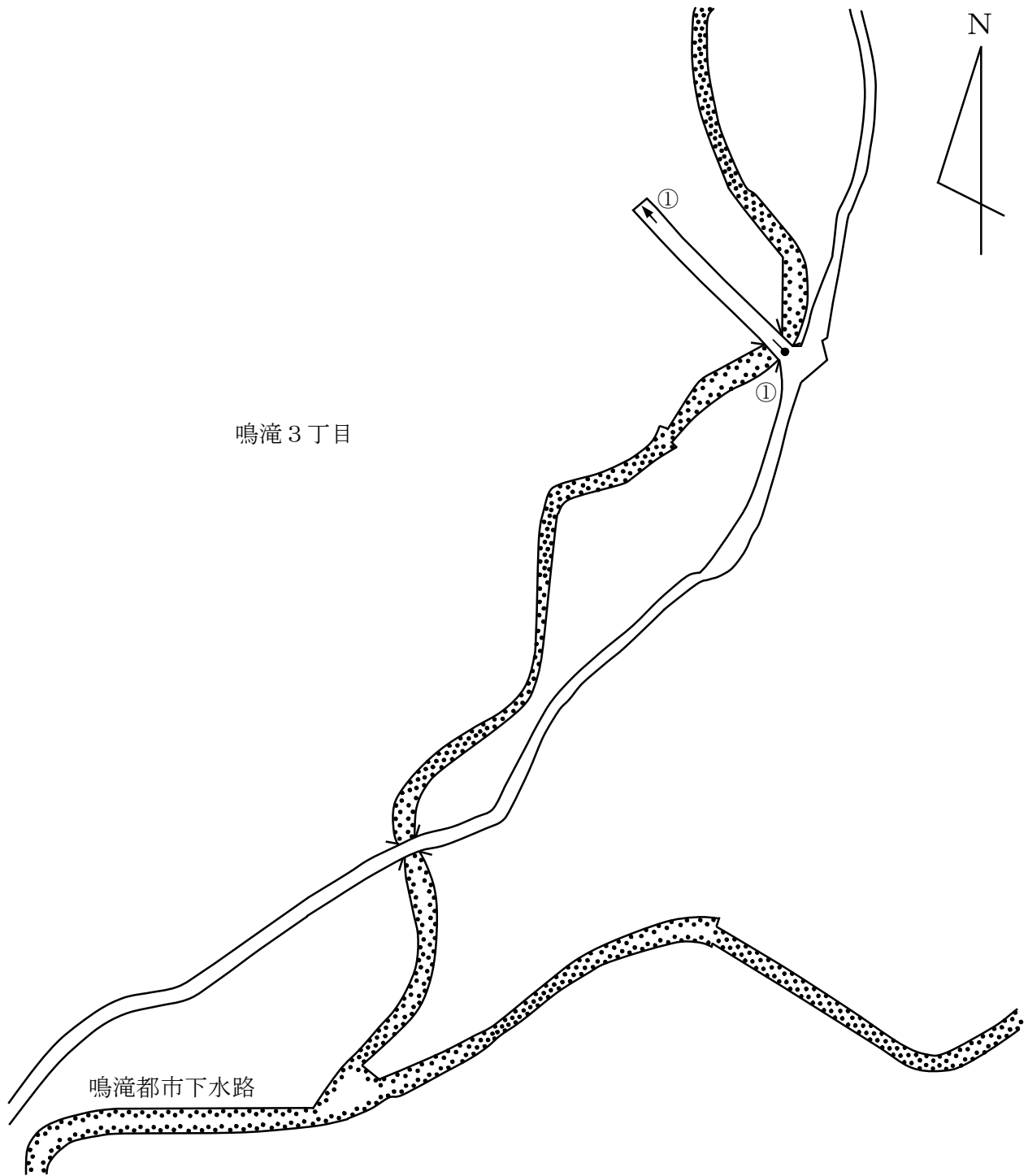
長 崎 市 長 鈴 木 史 朗

理 由

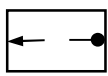
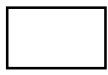

道路の寄附に伴い、前記のとおり市道路線を認定したいが、この認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

「参 考」

市 道 路 線 認 定 図



凡 例

-  認 定 路 線
-  既 認 定 路 線
-  河 川 等

路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	鳴 滝 1 8 号 線	認 定

「参 照」

道路法

第 8 条第 1 項 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。